

平成 20 年 4 月 14 日

高松市長 大 西 秀 人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川 東 祥 次

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成 16 年 3 月 29 日付け高商第 16654 号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている行政文書（以下「対象行政文書」という。）は、以下の 4 件である。

- （1） 高松テルサに関する財団法人との協定書，契約書，覚書類
- （2） 高松テルサに関する条例第 8 条別表の各施設（1，2，4 に限る）の使用許可申請書類および許可・不許可の起案書類
- （3） 高松テルサに関する前記（2）の使用料の収納に係る会計書類
- （4） 高松テルサに関する前記（1）の団体等への支払調書

対象行政文書について、実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部公開および非公開（行政文書不存在）とした処分は相当であり、本件異議申立てを棄却すべきである。

2 異議申立てに至る経過

平成 16 年 3 月 1 日付けで高松市情報公開条例（平成 12 年高松市条例第 39 号。以下「条例」という。）に基づき、対象行政文書の公開請求があり、同日付けでこれを受理した。実施機関は、同月 12 日付けで公開、一部公開

および非公開（行政文書不存在）の決定をし、請求人に通知した。請求人は、同月１８日付けで「本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。」等の理由から実施機関の非公開処分の取消しを求めて異議申立書を提出し、実施機関は同月１９日付けでこれを受理した。

３ 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- （１） 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。本件行政庁は、使用許可申請書類がテルサに存在することを確認していない。テルサに存在する文書も開示すべきである。
- （２） 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。使用許可申請書類がテルサに存在することを確認していない。
- （３） 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例８条に違反し、本件処分は無効である。

４ 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

- （１） 請求の対象となった事務・事業の概要

高松テルサは、勤労者に対し、職業に関する相談等及び情報提供並びに教養・文化・研修・スポーツ等の場を提供すること等を目的として、平成５年８月１日に開館した。開館後は、財団法人高松勤労者総合福祉振興協会が本市の委託を受け管理運営を行っているが、平成１６年１月１日から平成１８年３月３１日まで、利用料金制を採用し、同財団を指定管理者に指定した。平成１８年４月１日から平成２１年３月３１日までの３年間については、利用料金制に加えて使用許

可権限を付与して、引き続き同財団を指定管理者に指定している。

(2) 一部公開（非公開部分）について

行政文書公開請求時は、高松テルサの使用については、財団法人高松勤労者総合福祉振興協会から利用申込報告を受け、本市で許可等を行っていた。使用許可の起案文書中の「高松テルサ利用申込書総括表」に記載されている情報について非公開とした情報のうち、まず、「個人の住所・氏名」は、条例7条1号において規定される、特定の個人を識別することができる情報であるため、非公開とした。

次に、「団体名および行事名」については、行事名は団体の利用目的を表記したものであり、その事業や活動内容が識別され得る情報である。これを公開することについては、利用者側にも想定がないことと考えられ、当該団体の正当な利益を害するおそれがあると解されることから、同条第2号により非公開としたものである。

(3) 行政文書不存在について

高松テルサの管理運営を行っている財団法人高松勤労者総合福祉振興協会は、条例2条1項に規定される実施機関には該当しない。よって、同財団が作成した文書、会計書類は、同条第2項において定義される行政文書には該当しない。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件対象行政文書は1-(2)については、高松テルサの使用許可の起案文書であり、1-(1)および1-(4)については既に公開し、1-(3)については行政文書不存在の決定をしている。

実施機関の説明によると、対象行政文書のうち、「利用者個人の住所・氏名」について個人識別情報として、「利用団体の団体名・行事名」について公開することにより当該団体の正当な利益を害するおそれがあるとして、非公開としたとのことであった。

(1) 利用者個人の住所・氏名について

個人の住所・氏名については、個人に関する情報であって特定の個人が識別でき、条例7条1号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(2) 利用団体の団体名・行事名について

実施機関の説明によると、利用の際に当該情報を公にして欲しくない旨の要望がある場合は、施設において当該情報の掲示等をしていないとのことであり、対象行政文書には公にして欲しくない団体の情報が混在しているとのことであった。

団体名・行事名を公にして欲しくないということは、当該情報が公になると当該団体の活動に支障をきたすおそれがあると考えられることから、そのような情報が混在している当該情報については、条例7条2号に該当するものとして、非公開が相当である。

(3) 行政文書不存在の可否について

実施機関の説明によると、1-(3)については財団法人高松勤労者総合福祉振興協会の文書として作成・管理されたものであり、高松市長に決裁権限がないことから、行政文書不存在としたとのことであった。

この点、当該文書について、実施機関が行政文書不存在とした主張に不合理な点はない。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

別紙のとおり

年 月 日	処 理 内 容
平成 1 6 年 3 月 2 9 日	諮問書受理
平成 2 0 年 1 月 2 8 日	実施機関からの非公開理由書受理
平成 2 0 年 2 月 2 6 日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成 2 0 年 3 月 2 8 日	答申案審査
平成 2 0 年 4 月 1 4 日	答申